

5. ASEAN・中国 FTA (ACFTA) の運用実態に関する現地調査に係る調査研究

イ. 調査の目的

日本企業の海外展開が急速に進展している。海外の需要を取り込み、企業のビジネスチャンスを拡大し、最終的には業績を伸ばそうというものだ。こうしたグローバルな展開に不可欠なものとして、自由貿易協定 (FTA) が注目されている。2013 年の 3 月には、日本は環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) への参加表明を行っている。この他にも、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)や日中韓 FTA の交渉開始が予定されている。

日本は既に ASEAN やインドとの FTA を締結している。しかしながら、アジア・オセアニアの主要国である中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドとはまだである。日本にとって最大の貿易相手国である中国との自由貿易協定は、これから直ちに交渉を開始しても、発効にはまだ時間がかかると思われる。

したがって、日中韓 FTA や RCEP が成立するまでは、ASEAN 中国 FTA (ACFTA) は、ASEAN や中国に進出している日本企業にとって、その域内での自由貿易を可能にする不可欠なツールとなる。

本報告書は、日本企業の海外展開から FTA の活用状況を始めとして、TPP、RCEP や日中韓 FTA などのアジアにおける最新の FTA の動向や方向性を探っている。そして、既に発効している ACFTA に焦点を当て、AFTA との比較を行いながら、平均関税率や関税削減額などを算出している。これらの計算は、これまでに行われていなかった。したがって、どれだけ企業が ACFTA や AFTA で関税削減のメリットを受けられるのかが明らかになっている。

また、シンガポール、インドネシア、タイ、中国における現地調査を踏まえて、日系企業の ACFTA の活用の実態についても紹介している。現地調査では、既に 2011 年に実施済みである「ACFTA の運用状況と活用方法調査」を基に、その成果を現地政府関係者や民間エコノミスト、日系企業に説明し意見交換を行った。また、訪問した 4 都市(シンガポール、ジャカルタ、バンコク、北京)において、現地研究機関や日系企業を対象にセミナーを開催し、ACFTA の運用状況と活用の方法について解説を行った。

ロ. 調査結果の概要

1. アジアへの投資が加速

2000 年代に入り、不良債権処理を終えた日本企業は、本格的に海外展開を押し進める局面を迎えていた。当時の世界情勢を見てみると、欧米だけでなく、中国、韓国、台湾などの国とのグローバル競争が激化しており、日本にとって内外生産コスト差を埋めるためにも、アジアなどへの生産拠点の移転は不可欠であった。同時に、生産拠点重視という要素だけではなく、新たに内販重視という面を兼ね備えるようになっていた。

日本のアジアへの対外直接投資(国際収支ベース)は、2011年以降、リーマンショックの影響にもかかわらず、2000年代半ば頃と同様に急速な拡大を見せている。業種ではこれまでグローバル化の主導的な役割を果たしてきた製造業だけでなく、金融・保険業、卸売・小売業がリーマンショック以降、積極的な海外展開を行っている。

2. RCEP、日中韓 FTA の交渉開始と日本の TPP 交渉参加

TPP に関しては、カナダとメキシコは 2012 年内に交渉へ参加することができた。日本に関しては、安倍総理による TPP 交渉への参加表明が 2013 年の 3 月に行われた。しかし、90 日間の米議会の承認手続きを考慮すると、日本が交渉に参加できるのは早くとも 7 月以降になる。

日本の TPP 交渉参加は、日中韓 FTA や RCEP の交渉に大きな影響を与える。例えば、中国は日中韓 FTA よりも、中韓 FTA や日中 FTA という 2 国間の FTA を優先する姿勢を強めていたが、日中韓 FTA の早期締結を目指す姿勢に転換するかもしれない。さらに、日中韓 FTA の自由化の度合いは、日本の TPP 交渉参加により高まるものと思われる。

3 つの主要なアジアの地域経済統合において、TPP 交渉の開始が日中韓 FTA や RCEP よりも先行している分だけ、その合意の時期は他の 2 つよりも早くなる。

3. 多い ASEAN から中国への互惠関税率の適用

ACFTA 協定では、輸出国側が関税削減を行っていない品目に対しては、輸入国は約束した関税削減を行わなくてもよく、その代わりに互惠関税率を適用できる。ただし、輸入国は互惠関税率を適用せず、当初の予定どおりに関税削減を実行することも可能である。

2011 年に輸入国側の ASEAN4 カ国(インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)が中国に対して「互惠関税率を適用した(すなわち、『=』)」品目数は、4 ケース総計で 1,094 品目であった。これは、「中国が輸出国で他の 4 カ国が輸入国」の場合の調査対象品目総計(2,374 品目)の 46.1%を占めた。もしも、中国から ASEAN に輸出を行う際、ACFTA を利用しようとするならば、輸入国側における互惠関税率の適用に注意が必要である。

これに対して、ASEAN4 カ国が輸出国で中国が輸入国の場合は、互惠関税率を適用した割合は、12.8%にとどまっている。したがって、企業としては、ASEAN4 カ国から中国へ輸出する方が、中国から ASEAN4 カ国に輸出するよりも、互惠関税率を適用される心配が少ないということになる。

4. AFTA の関税削減額は ACFTA の 2 倍

ACFTA では、中国の関税削減額は 45 億ドル、インドネシアは 11 億ドル、マレーシアは 9 億ドル、タイは 15 億ドル、ベトナムは 3 億ドルであった。AFTA では、インドネシアが 20 億ドル、マレーシアが 18 億ドル、タイが 21 億ドルであり、これら 3 カ国の AFTA の関税削減額は、おおむね ACFTA の約 2 倍になる。

一方、ACFTA を活用した場合の中国の ASEAN10 カ国からの輸入額削減率は、2.3% (関税削減率 45 億ドル÷総輸入額 1,925 億ドル)であった。同様に、ACFTA において、インドネシアの中国からの輸入に対する輸入額削減率は 4.3%であった。マレーシアは 3.7%、タイは 5.0%となり、3 カ国のいずれも中国よりも ACFTA を用いた輸入額削減率は高かった。関税削減スケジュールが遅れるベトナムにおいては、輸入額削減率は 1.4%にとどまった。したがって、中国、ベトナムよりも、インドネシア、マレーシア、タイの方が、関税削減のメリットを大きく受けていることになる。

AFTA の輸入額削減率を見てみると、インドネシアの他の ASEAN9 カ国に対する輸入額削減率は、4.1%であった。マレーシアは 3.5%、タイは 6.3%であった。したがって、インドネシア、マレーシアにおける ACFTA と AFTA の輸入額削減率を比較するとほとんど差がなく、やや ACFTA の削減率の方が高い。これに対して、タイでは AFTA の方が ACFTA よりも 1.5%ほど高いという結果になった。

5. 進展する日本企業の ACFTA の利用

東アジアの 4 都市の現地政府、エコノミスト、及び日系企業を訪問し、ACFTA 運用状況の結果を基に意見交換を行った。一連の面談の中で、シンガポールやインドネシア、タイの関係者が一様に示した関心は、中国において、約束した ACFTA 協定税率の運用で未達となっている品目数が多いことであった。しかも、その品目の多くは農水産品から成る EHP 品目であったことに興味があったようだ。

現地の日系企業は、ACFTA 協定税率の運用結果よりも圧倒的に互惠関税率の適用に関して興味を持っているようであった。これは、実際の ACFTA のルールを実行するのは企業であり、規則の中身と運用状況がよくわかっていない互惠関税率に対して、関心があるのは当然のことである。

日本のあるメーカーは、ベトナムでは中低価格品を中国では中級品、タイでは高級品を製造している。この 3 カ国で、相互に部材や製品を融通しあいながら、最終的には北米、ヨーロッパ、日本に輸出している。

同社は、このタイ、ベトナム、中国の 3 工場間の取引において FTA を活用している。タイ・ベトナムと中国との貿易では ACFTA、タイとベトナムとは AFTA を利用して関税を削減している。このメーカーの製品の ACFTA での関税は 20%ということだったので、FTA 利用の節約効果は極めて大きい。

また、重要なことは、タイにおける原産地証明の申請は英語では認められず、タイ語で行われなければならないことである。同社の場合は、大企業であるため、タイ人の有能なスタッフが控えており、こうした申請手続きは現地スタッフに任せればよいようである。

もしも、これが中小企業であれば、原産地証明をタイ語で申請するスタッフを育成するのは、時間を要すると思われる。日系の中小企業が ACFTA を活用し、関税削減のメリットを受け易くするためには、こうした手続きを低コストで代行するような機能を拡充することが求められる。